

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年3月25日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	茂	手	木	直
同	布	施	貴	良

24千総総第1170号

平成25年3月13日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 茂手木 直忠 様
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第10号、平成23年度監査報告第10号、平成24年度監査報告第7号及び平成24年度監査報告第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 転落防止柵の設計を適正に行うべきもの [建設局：鎌取町28号線外2道路改良工事]</p> <p>道路における防護柵の一般的技術基準を定めた防護柵の設置基準によると、歩道等の路外が危険な区間などで、歩行者等の転落を防止するために必要と認められる区間においては、道路及び交通の状況を踏まえ、歩行者自転車用柵（以下「転落防止柵」という。）を設置するものとされ、柵の高さは、1.1メートルを標準とし、柵の間隔は、歩行者等が容易にすり抜けられないものとされている。</p> <p>また、同基準の解説によると、転落防止柵の形状は、児童等が柵をよじ登ったり、柵をすり抜けて転落することを防止するために、柵の構造は縦柵で、間隔は15センチメートル以下とすることが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、高低差が約3メートルある道路に階段を新設して、階段部分に高さ1.1メートルの転落防止柵を設置したが、柵の構造が横柵で、間隔が27センチメートルの4段仕様となっているため、児童等が階段下のコンクリート面に転落する可能性がある。</p> <p>転落防止柵の設計については、防護柵の設置基準に基づき、適正に行われた。</p>	<p>転落防止柵の設計については、平成24年11月14日に、道路部長から道路部各所属長に対し文書で通知し、防護柵の設置基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、階段部分に設置した転落防止柵については、平成24年10月22日に、同基準に基づき、歩行者等が容易にすり抜けられない間隔の縦柵に改修した。</p>
<p>イ 電子納品作成費等の積算を適正に行うべきもの [建設局：下水道実施設計業務委託（菅田23-2）、下水道実施設計業務委託（緑町23-1）]</p> <p>電子納品運用ガイドラインによると、設計業務委託等については、平成20年度から電子納品対象業務とし、その費用は電子納品作成費として積算することとされている。</p> <p>また、下水道施設等の設計業務委託については、日本下水道協会の下水道用設計標</p>	<p>電子納品作成費等の積算については、平成24年11月1日に、下水道建設部長から下水道建設部各所属長に対し文書で通知し、電子納品運用ガイドライン及び下水道用設計標準歩掛表の積算基準に基づき適正な積算を行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、実施設計業務委託等箇所別チェックリス</p>

<p>準歩掛表の積算基準を準用することとしており、同積算基準によると成果品を作成するための印刷費などについては、実費を積算するとされている。</p> <p>しかしながら、当該設計業務委託2件においては、電子成果品及び印刷成果品を納品させていたが、その経費が積算されていなかった。</p> <p>電子成果品作成費等の積算については、電子納品運用ガイドライン等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>トを新たに作成し、適正な積算を行うこととした。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 掘削作業における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：新田町村田町線側溝改良工事]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所で掘削作業を行う場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらを補強するなどの危険防止の措置が講じられた後でなければ作業を行ってはならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、側溝を布設するために、小型のパワーショベルを用いて掘削を行った後、作業員が掘削箇所の床付を行っていたところ、民地に設置されたコンクリートブロック塀に補強等を行っていなかったことから転倒し、作業員が右足を骨折する事故が発生した。</p> <p>掘削作業においては、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>掘削作業における作業員の安全確保については、平成24年11月14日に、土木部長から土木部各所属長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、受注者に対して労働安全衛生規則を遵守し、安全対策の徹底を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、監督職員は、受注者に対して労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう指導することとした。</p>
<p>イ 掘削作業における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：新町若松町線交差点改良工事]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱によると、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、道路</p>	<p>掘削作業における作業員の安全確保については、平成24年11月14日に、道路部長から道路部各所属長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、受注者に対して建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、安全対策の徹底を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>照明灯の基礎工事で深さ1.5メートルを超える約2.5メートルの掘削を行ったにもかかわらず、掘削面の崩落を防止するために必要とされる安全な勾配の確保や土留工の施工がされていなかった。</p> <p>掘削作業においては、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>また、監督職員は、受注者に対して掘削作業を行う場合は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、作業員の安全を確保するよう指導することとした。</p>
--	--